

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要です。

いわゆる貧困の連鎖によって、子ども達の将来が閉ざされることは決してあってはならないものです。

また、全国の子どもの貧困率は、平成24年には調査を開始した昭和60年以降最も高い16.3%となっており、6人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしている状況です。

このような事情を背景に、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成26年1月に施行されました。

また、法では「政府は子どもの貧困を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（法第8条第1項）、「都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」（法第9条第1項）と規定されており、政府は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」を平成26年8月29日に閣議決定しました。

以上のことを踏まえ、子どもの貧困という視点に立ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

2 基本理念

すべての子どもが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組みます。

3 計画の位置付け

法第9条第1項に規定されている「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

4 計画の構成

(1) 子どもの貧困に係る本県の現状

政府の大綱においても、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついと言われており、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要があるとされています。

子どもの貧困状況を示す数値や実態調査結果をもとに、県内の現状を整理します。

(2) 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困の実態や対策の効果、関係施策の実施状況を示す指標を整理し、計画の推進状況の検証・評価が行えるよう整理します。

(3) 具体的な県の施策

指標の改善等を図り、総合的に子どもの貧困対策を進めていくため、「生活の支援」「教育の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」について、具体的な支援施策を整理します。

(4) 計画の周知・啓発

支援を行う関係機関等への周知や個別事業・窓口部署等を整理したガイドブックの配付とともに、幅広く県民に対しての周知・啓発を図っていきます。

(5) 計画の推進

県、市町村、教育機関や関係機関と連携して計画の推進を図るとともに毎年度、指標の状況や実施状況を確認し、必要に応じ、施策の見直しを行います。

5 対象となる地域

この計画は、千葉県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理します。

6 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。